

令和8年度版

市税のしおり



「税に関する絵はがきコンクール（小学生）」さいたま市長賞受賞作



さいたま市

目次

1 税制と財政

- 1.1 税の体系・・・・・・・・・・ 2
- 1.2 さいたま市の税金・・・・・・・・ 2
- 1.3 令和8年度当初予算・・・・・・・・ 3

2 市税の種類としくみ

- 2.1 個人住民税（個人市民税と個人県民税）・森林環境税・・・・・・・・・・ 6
- 2.2 法人住民税（法人市民税と法人県民税）・・ 8
- 2.3 固定資産税・・・・・・・・・・ 9
- 2.4 都市計画税・・・・・・・・・・ 10
- 2.5 事業所税・・・・・・・・・・ 11
- 2.6 軽自動車税・・・・・・・・・・ 12
- 2.7 市たばこ税・・・・・・・・・・ 13
- 2.8 入湯税・・・・・・・・・・ 13

3 市税の納付

- 3.1 納付方法・・・・・・・・・・ 14
- 3.2 納付場所・・・・・・・・・・ 14
- 3.3 市税の納期一覧・・・・・・・・・・ 16
- 3.4 納期限を過ぎた場合・・・・・・・・ 17
- 3.5 納税の猶予制度・・・・・・・・・・ 17

4 市税の証明書

- 4.1 コンビニエンスストア等での取得・・ 18
- 4.2 電子申請による取得・・・・・・・・ 18
- 4.3 窓口での取得・・・・・・・・・・ 20
- 4.4 郵送による取得・・・・・・・・・・ 21

コラム

- さいたま市で消費してさいたま市を元気にしよう！・・・・・・・・・・ 5
- 自分の市民税・県民税の目安を知ることができます！・・・・・・・・ 7
- 市民税・県民税申告書は、電子で提出することができます！・・・・・・・・ 7
- 固定資産税・都市計画税に対する不服があるとき・・・・・・・・ 10
- 目的税の使いみち ～令和6年度決算編～・・・・・・・・ 11
- たばこの購入は市内のお店で！・・・・・・・・ 13
- eL-QRでいつでもどこでもキャッシュレス納付・・・・・・・・ 14
- 納付忘れを防げる口座振替をご利用ください・・・・・・・・ 15
- 市税は納期限内に納めましょう・・・・・・・・ 17
- 早い、安い、簡単な、コンビニ交付サービスをご利用ください・・・・・・・・ 19
- 証明書の取り置きサービスをご利用ください・・・・・・・・ 20
- 税証明書の手数料の支払いにキャッシュレス決済をご利用いただけます・・・・・・・・ 20
- マイナンバーカードなどでできる主な税務手続・・・・・・・・ 22
- 「さいたまコールセンター」をご利用ください・・・・・・・・ 22

「令和8年度版市税のしおり」のQRコード※
スマホをかざして読みとってください。

各コンテンツ内にあるQRコードを読みとることで、さいたま市ホームページ等の該当ページにアクセスできます。詳細をお知りになりたい場合にご活用ください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

1 税制と財政

1.1 税の体系

税金には、国に納める「国税」と、地方団体に納める「地方税」があります。
さらに地方税は、市に納める「市税」と、県に納める「県税」に分けられます。

使いみちによる分類

【普通税】…納められた税の使いみちが特定されず、どのような事業の費用にも充てることができる税をいいます。

【目的税】…納められた税の使いみちが特定されている税をいいます。

目的税の使いみちについては、**p4** および **p11** を参照してください。

納める方法による分類

【直接税】…税を負担する人が、直接、国・県・市に納める税をいいます。

【間接税】…税を負担する人が、直接ではなく、利用する店の経営者などの他者の手を経て納める税をいいます。

1.2 さいたま市の税金

普通税	直接税	個人住民税*	市内に住所のある個人にかかります (p6 参照)。
		法人住民税	市内に事務所・事業所のある法人にかかります (p8 参照)。
		固定資産税	市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方にかかります (p9 参照)。
		軽自動車税	市内に軽自動車等を所有する方にかかります (p12 参照)。
		特別土地保有税	一定の面積以上の土地を保有しているときや、取得したときにかかります。 平成15年度以後の新規課税分については、課税停止となっています。
	間接税	市たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡した、たばこの本数に応じてかかります (p13 参照)。
目的税	直接税	事業所税	一定規模を超える事務所・事業所において事業を行う方にかかります (p11 参照)。
		都市計画税	市街化区域内に土地・家屋を所有している方にかかります (p10 参照)。
		国民健康保険税	国民健康保険に加入している方にかかります。 ※詳しくは「国民健康保険のしおり」を参照
	間接税	入湯税	鉱泉浴場に入湯した入湯客にかかります (p13 参照)。



※ 令和6年度から森林環境税が、国内に住所のある個人に対して個人住民税と併せて課税されています。森林環境税は国税ですが、この冊子では市税に含めて説明しています。



1.3 令和8年度当初予算

詳しい情報は
こちらからどうぞ

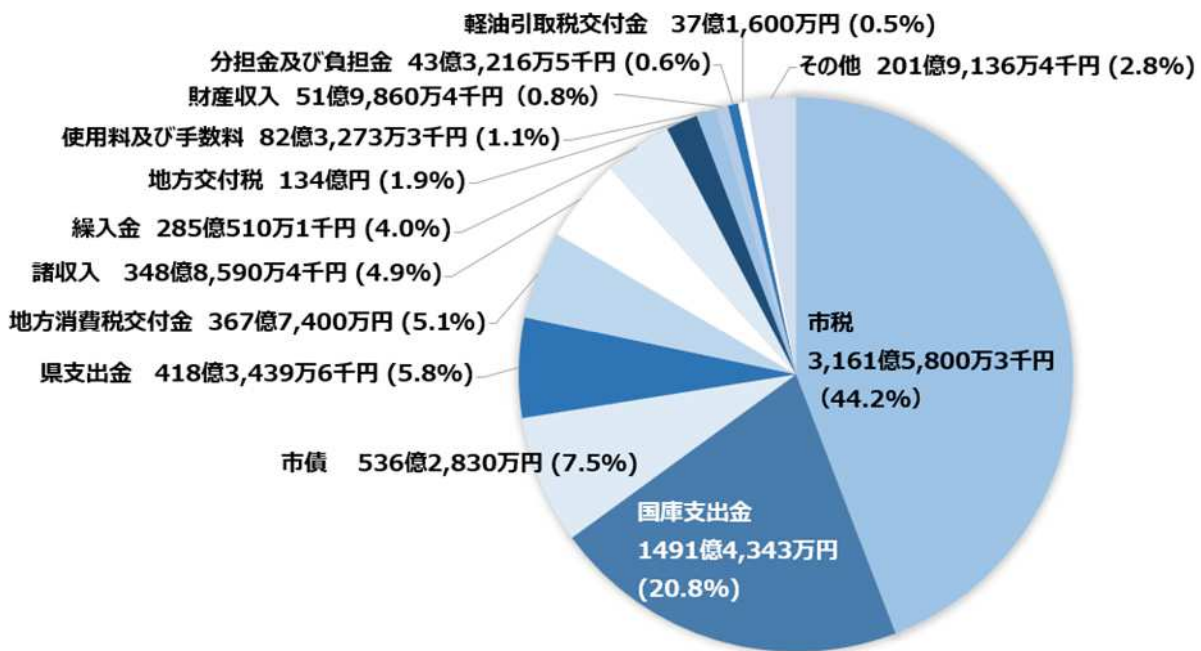


総額 1兆2,000億1929万5千円

一般会計	7,160億円	福祉や教育、公園や道路の整備など、行政運営にかかる基本的な経費
特別会計	3,460億9,900万円	国民健康保険や介護保険など、特定の収入をもって運営される事業の経費
水道事業	525億3,522万1千円	
病院事業	349億4,708万2千円	
下水道事業	504億3,799万2千円	

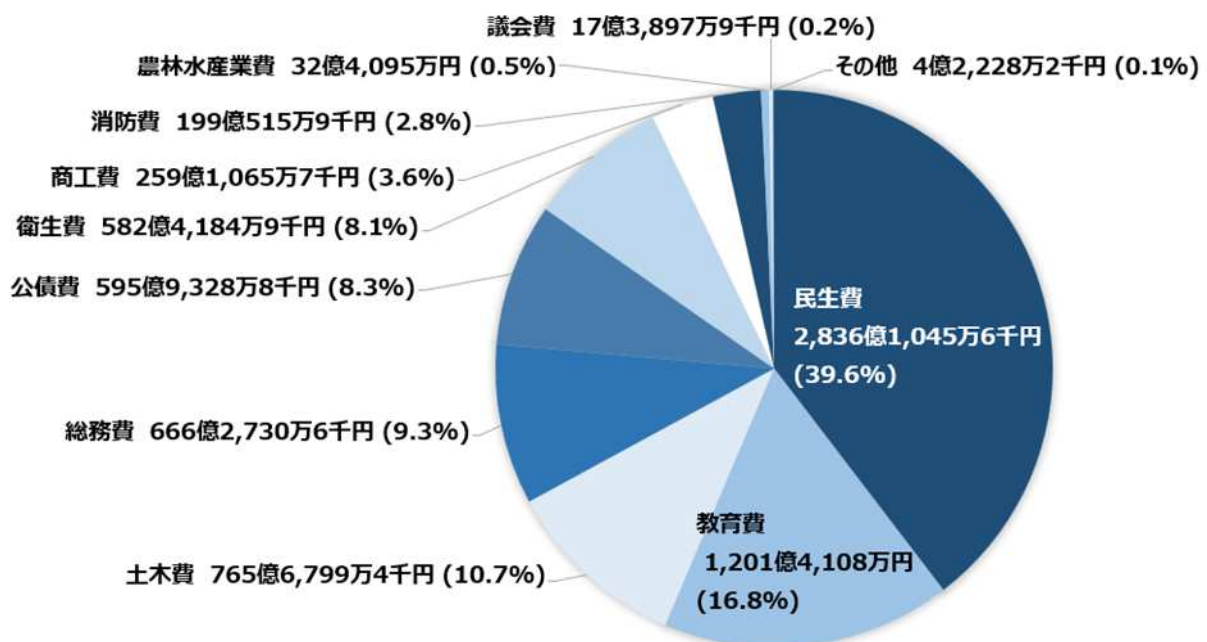
1 一般会計予算

歳入（7,160億円）



(注) 構成比については端数調整を行っています。

歳出（7,160億円）

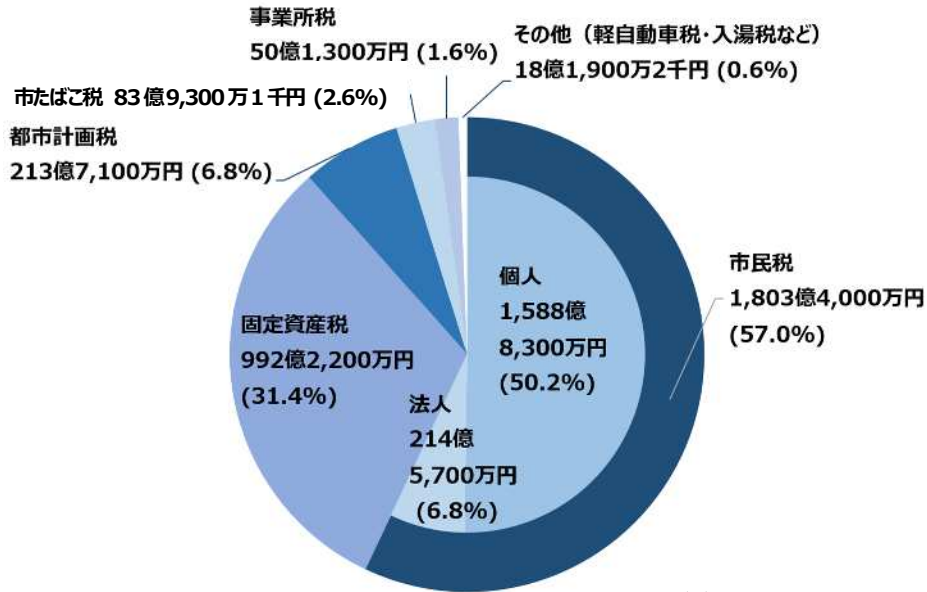


(注) 構成比については端数調整を行っています。

2 市税収入とその使いみち

市税の令和8年度当初予算額の内訳をみると、個人と法人の市民税をあわせて1,803億4,000万円、固定資産税が992億2,200万円となっており、この2つの税が全体の88.4%を占め、市税の2本柱となっています。

市税収入（3,161億5,800万3千円）



(注) 構成比については端数調整を行っています。

市税1万円の使いみち

納めていただいた市税1万円は、次のとおり、市民の皆様の生活に役立つよう、さまざまな行政サービスに使われています。

民生費 3,008円 障害者や高齢者の福祉、子育て支援などの経費	教育費 2,110円 学校教育、生涯学習などの経費	公債費 1,325円 借りましたお金（市債）の返済に要する経費	総務費 1,243円 庁舎や財産の維持管理、税金の徴収、選挙などの経費
衛生費 1,027円 健康増進、疾病予防、環境保全、ごみ処理などの経費	土木費 681円 道路、河川、公園のような社会資本整備などの経費	消防費 421円 消防、火災予防などの経費	その他 185円 商工業、観光の振興、農業の振興に要する経費など

(注) 令和8年度一般会計歳出予算の款別一般財源充当額の割合であん分計算しています。

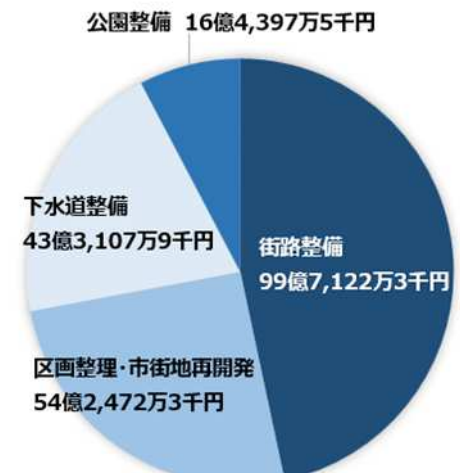
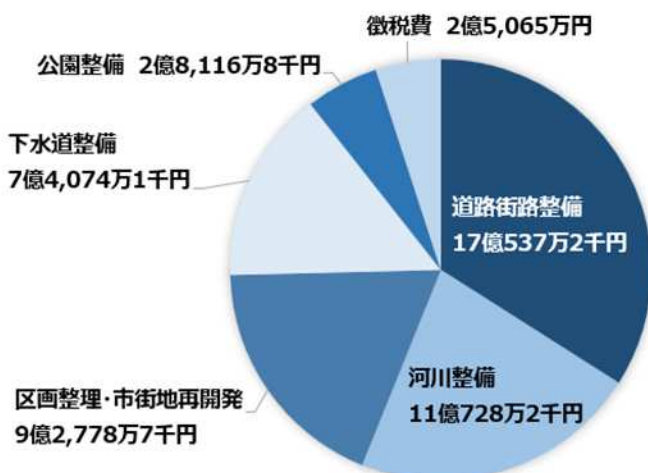
3 目的税の使いみち

事業所税、都市計画税は道路や河川、下水道整備などの都市計画事業等に使われます。

入湯税は観光振興に使われます。なお、事業所税の5%は徴税に係る費用に使われます。

事業所税 (50億1,300万円)

都市計画税 (213億7,100万円)



さいたま市で消費して さいたま市を **元気** にしよう！

本市の令和8年度の当初予算の一般会計の歳入額は7,160億円で、そのうち約44.2%にあたる約3,162億円が市税です。

市税には、個人や法人の所得に応じてかかる「個人市民税」や「法人市民税」、土地や建物の評価額に応じてかかる「固定資産税・都市計画税」、たばこの販売価格に含まれている「市たばこ税」などがあります。

また、皆さんがお店で商品を購入したり、サービスの提供を受けたりするときに支払う消費税10%のうち、2.2%分は地方消費税で、人口規模などに応じて、都道府県や市町村に配分されます。令和8年度では、約368億円の地方消費税交付金を見込んでいます。

みなさんがさいたま市内で商品を買うことで、お店の所得が増加し、事業や雇用を拡大することができます。その結果、地域が活性化し、魅力ある街として人が集まってきます。市税収入が増えることで、福祉や教育、公園などさまざまな行政サービスを充実させることができ、めぐりめぐって、さいたま市が元気になります。



さいたま市
みんなのアプリ

さいコイン、たまポンを使って、
さいたま市をさらに元気に！



さいたま市
みんなのアプリ

「さいコイン」で
納付できます



※さいコイン・たまポンは、「さいたま市みんなのアプリ」で提供する市内の加盟店で使えるキャッシュレス決済です。

2 市税の種類としくみ

2.1 個人住民税（個人市民税と個人県民税）・森林環境税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



個人住民税とは、個人市民税と個人県民税をあわせた名称で、個人の所得等に対してかかる税です。また、国内に住所がある個人に対して、個人住民税と併せて国税である森林環境税が課税されます。

1 納税義務者

納税義務者	均等割	所得割	森林環境税
区内に住所がある方	○	○	○
区内に事務所・事業所又は家屋敷を有し、その区内に住所を有しない方	○	—	—

(注) 上記の判断は、当該年度の初日の属する年の1月1日（賦課期日）における状況で行います。

2 個人住民税・森林環境税のかからない方

均等割、所得割、森林環境税のいずれもかからない方 (個人住民税・森林環境税が非課税の方)	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている ・賦課期日において、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下 ・前年の合計所得金額が次の額以下 <ul style="list-style-type: none"> 扶養家族がない…45万円 扶養家族がいる… 35万円×(本人+同一生計配偶者^{*1}+扶養親族の数^{*2})+31万円
所得割がかからない方	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の総所得金額等が次の額以下 <ul style="list-style-type: none"> 扶養家族がない…45万円 扶養家族がいる… 35万円×(本人+同一生計配偶者^{*1}+扶養親族の数^{*2})+42万円

※1 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者ではない方）で、前年の合計所得金額が58万円以下の方をいいます。

※2 国外に居住する30歳以上70歳未満の親族（留学生や障害者などを除く。）を除きます。

3 税額の求め方

個人住民税・森林環境税の税額は、均等割額、所得割額及び森林環境税額の合計額です。

《課税所得金額の算出方法》

収入金額－必要経費等＝所得金額

所得金額－所得控除額＝課税所得金額 (1,000円未満切捨て)

《次の算式によって「市民税」と「県民税」をそれぞれ計算し、森林環境税と併せて年税額とします。》

課税所得金額×税率－税額控除額＝所得割額 (100円未満切捨て)

所得割額＋均等割額＝市民税額又は県民税額 市民税額＋県民税額＋森林環境税額＝年税額

●均等割・森林環境税の税率（税額）

市民税	県民税	森林環境税
3,000円	1,000円	1,000円

●所得割の税率

市民税	県民税
8%	2%

(注) 土地等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、退職所得等については、特別の計算を行います。

4 申告

1月1日現在で、さいたま市にお住まいの方は、毎年3月15日までに前年の所得を申告しなければなりません。ただし、所得税等の確定申告をした方や前年の所得が給与所得又は公的年金等に係る雑所得のみの方で、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が勤務先又は年金保険者から提出されている方等は申告の必要はありません。

5 納付方法

市が税額を計算のうえ納税者の住所等に納税通知書を送付し、納めていただきます（普通徴収）。

ただし、給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方は、原則として、給与又は公的年金が支払われる際に、その支払者が差し引いて納入します（特別徴収）。

●普通徴収

6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めていただきます。

●給与特別徴収

6月から翌年5月までの間、会社などが毎月の給与から差し引いて納入します。ただし、退職などの理由により年度の途中で給与の支払を受けなくなったときは、普通徴収で納めていただくことがあります。

●公的年金特別徴収

4月1日現在、老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方が対象で、年金支払者が年金支給日に公的年金から差し引いて納入します。

《自分の市民税・県民税の目安を知ることができます！》

スマートフォンやパソコンから源泉徴収票などの情報を入力するだけで、市民税・県民税の税額やふるさと納税の控除の上限となる寄附金額の目安を試算することができます。

詳しい情報は
こちらからどうぞ



《市民税・県民税申告書は、電子で提出することができます！》

スマートフォンやパソコンで、eLTAx ホームページ等からマイナンバーカードを利用して申告することが可能となりました。申告窓口に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送の必要も無くなりますので、ぜひご利用ください。

～申告手続きに必要な準備について～

・添付する書類等

源泉徴収票や生命保険料控除証明書等を添付する場合は、書類のPDF等のデータ、もしくは申告時にスマートフォンでの撮影が必要となります。

・マイナンバーカードと暗証番号の準備

数字4桁の利用者証明用電子証明書暗証番号と券面事項入力補助用暗証番号、半角6～16文字の署名用電子証明書暗証番号が必要となります。

・申告用デバイス

ICカード読み取り機能付きのスマートフォンもしくはパソコンやICカードリーダーが必要となります。

・メールアドレスの準備

申告の完了通知や手続き結果等は、設定をしたメールアドレスに届きます。通知を受け取るメールアドレスの準備が必要となります。

詳しい情報は
こちらからどうぞ



2.2 法人住民税（法人市民税と法人県民税）

詳しい情報は
こちらからどうぞ



法人住民税とは、法人市民税と法人県民税をあわせた名称で、法人（会社など）の所得等に対してかかる税です。

1 納税義務者

納税義務者の区分	均等割	法人税割
区内（県内）に事務所・事業所がある法人	○	○
区内（県内）に事務所・事業所はないが、区内（県内）に寮等 [※] がある法人	○	—
区内（県内）に事務所・事業所、寮等 [※] がある公益法人等（収益事業を行わない場合）	○	—
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内（県内）に事務所・事業所を有する方	—	○

※ 寮等とは、宿泊所、クラブ、保養所、集会所などの施設です。

（注）法人が区内（県内）で事業を開始した場合や、既に届出した内容に変更が生じた場合には届出が必要です。

2 税額の求め方

均等割		所在期間が1年間に満たない場合は、事務所等があった月数であん分して計算します。		
法人の規模による区分		法人市民税		法人県民税
		区内の従業者数が50人以下	区内の従業者数が50人超	
公共法人、公益法人（均等割を課することができないもの以外のもの）、収益事業を行う人格のない社団等		5万円		2万円
資本金等の額	1,000万円以下の法人	5万円	12万円	5万円
	1,000万円を超え、1億円以下の法人	13万円	15万円	
	1億円を超え、10億円以下の法人	16万円	40万円	13万円
	10億円を超え、50億円以下の法人	41万円	175万円	54万円
	50億円を超える法人		300万円	80万円

法人税割 「課税標準となる法人税額×税率」の計算方法で算出します。

法人の区分	法人税額（年額）	税率	
		法人市民税	法人県民税
「資本金の額又は出資金の額」が1億円を超える法人	—	8.4%	1.8%
「資本金の額又は出資金の額」が1億円以下の法人	1,000万円超		
		1,000万円以下	6%

3 申告と納付方法

事業年度ごとに、予定申告や仮決算による中間申告、確定申告を自ら行い、その申告した額を納めていただきます。法人市民税は市に、法人県民税は県に、それぞれ申告が必要です。

なお、法人市民税については、市内の複数の区に事務所・事業所がある場合は区ごとに算出した均等割額を合計し申告します。

2.3 固定資産税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



固定資産税とは、土地・家屋・償却資産の価格（評価額）に応じてかかる税です。

【土地】… 田、畑、宅地、池沼、山林、原野、その他の土地

【家屋】… 住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物

【償却資産】… 構築物、機械、装置、船舶、航空機、車両、運搬具、工具、器具備品などの土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの。

1 納税義務者

土地・家屋	毎年1月1日（賦課期日）に不動産の登記簿又は固定資産（補充）課税台帳に所有者として登記又は登録されている方です。
償却資産	毎年1月1日（賦課期日）に償却資産課税台帳に所有者として登録されている方です。償却資産の所有者は毎年1月31日までに申告しなければなりません。

2 固定資産の価格とその決定方法

固定資産は、総務大臣の定める「固定資産評価基準」に基づいて評価され、市長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。この価格（評価額）が税額算出の基礎となります。

3 評価の方法

土地	固定資産評価基準に基づき、地価公示価格の7割程度を目途に土地の現況に即して評価しています。
家屋	固定資産評価基準に基づき、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点（基準年度）において再建築する場合に必要な建築費（再建築価格）に、建築後の経過年数に応じた減価を考慮して評価しています。
償却資産	固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算を行い、評価しています。

4 税額の求め方

固定資産課税台帳に登録された価格を基に算出された課税標準額に税率を乗じて税額を決定します。

負担調整措置や住宅用地に係る課税標準の特例措置などがある場合、これらの特例適用後の額が課税標準額となります。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 } 1.4\% = \text{固定資産税 (100円未満切捨て)}$$

5 免税点

区内に同一の納税義務者が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合には固定資産税は課税されません。

土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
----	------	----	------	------	-------

※ 令和9年度以降、家屋は30万円、償却資産は180万円に引き上げられます。

6 納付方法

市が税額を計算のうえ納税者の住所等に納税通知書を送付し、5月、7月、12月、翌年2月の4回に分けて納めていただきます。

2.4 都市計画税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



都市計画税とは、市街化区域内の土地・家屋を対象とし、固定資産税と併せてかかる税です。償却資産には都市計画税は課税されません。

下水道、道路、公園の整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に使われます。

1 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）に市内の市街化区域内に所在する不動産の登記簿又は固定資産（補充）課税台帳に所有者として登記又は登録されている方です。

2 税額の求め方

固定資産課税台帳に登録された価格を基に算出された課税標準額に税率を乗じて税額を決定します。

負担調整措置や住宅用地に係る課税標準の特例措置などがある場合、これらの特例適用後の額が課税標準額となります。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} 0.3\% = \text{都市計画税} \quad (100\text{円未満切捨て})$$

3 免税点

固定資産税の課税標準額が免税点未満の場合には、都市計画税は課税されません。

4 納付方法

市が税額を計算のうえ納税者の住所等に納税通知書を送付し、固定資産税と併せて5月、7月、12月、翌年2月の4回に分けて納めていただきます。

＜固定資産税・都市計画税に対する不服があるとき＞

詳しい情報は
こちらからどうぞ



固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、原則として基準年度（3年に1度の評価替えを行う年度[※]）に限り、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。ただし、土地の地目変換や家屋の増改築等の理由により価格に変更があった場合に限り、基準年度以外の年度でも審査の申出ができます。

※ 次の評価替えは、令和9年度です。



① 納税者が審査の申出ができる期間は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日（通常4月1日）から、納税通知書の交付を受けた日後3か月以内です。

② 固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、納税者が決定の取消を求めて訴訟を提起することができます。

（注） 固定資産の価格以外の事項に関する不服申立ては、審査請求となり、別の手続が必要となりますので、詳しくは北部・南部市税事務所資産課税課までお問い合わせください。

2.5 事業所税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



事業所税とは、人口 30 万人以上の都市などで、一定規模を超える事務所・事業所において事業を行っている方（法人・個人）にかかる税です。道路や河川などの都市環境の整備及び改善などに使われます。

1 納税義務者

市内で事業を行う法人又は個人の方です。

2 事業所税のかからないもの

国・公共法人又は公益法人等が収益事業以外の事業に使用する施設、公共性が高く都市機能上必要とされている施設、農林漁業、福利厚生、防災関係施設で一定のものなどは非課税となります。

3 税額の求め方

資産割

事業所床面積（㎡）× 600 円

従業者割

従業者給与総額× 0.25%

4 免税点

資産割・従業者割について、次に掲げる免税点以下の場合には事業所税は課税されません。

資産割	市内事業所床面積の合計が 1,000 ㎡以下（申告は 800 ㎡超から必要）
従業者割	市内従業者数の合計が 100 人以下（申告は 80 人超から必要）

（注） 免税点の判定は、資産割・従業者割についてそれぞれ個別に判定します。

（注） 法人は事業年度末日、個人は 12 月 31 日現在で判定します。

5 申告と納付方法

法人は事業年度ごとに、その終了の日から 2 か月以内に申告します。個人は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの事業について翌年 3 月 15 日までに申告します。また、免税点を超える場合には、申告とともにその申告した額を納めていただきます。事業所用家屋を貸付けている方は、貸付けを行った日から 2 か月以内に、事業所用家屋の貸付けに係る申告書を提出してください。

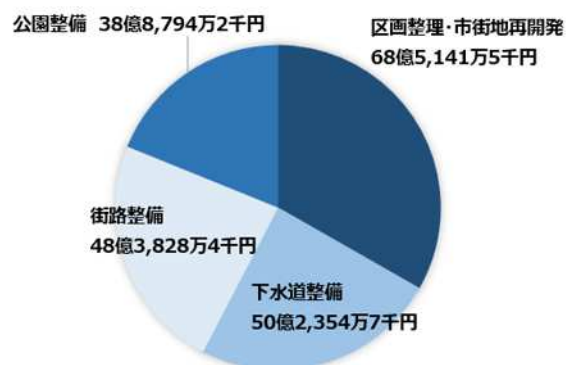
《目的税の使いみち ～令和 6 年度決算編～》

予算(p4 参照)：使う予定の金額⇔決算：実際に使った金額

事業所税 (49 億 2,630 万 1 千円)



都市計画税 (206 億 118 万 8 千円)



2.6 軽自動車税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、軽二輪及び二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）に対し、その所有者に課税されます。

1 軽自動車税の納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）に市内に主たる定置場がある軽自動車等を所有している方です。

2 軽自動車税の税率

原動機付自転車（原付バイクなど）、二輪車等

		車種区分	年税額
原動機付自転車 (原付バイクなど)	①	総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kW以下のもの (③及び⑤を除きます) ※ 一定の要件を満たす電動キックボードなど特定小型原動機付自転車を含みます。	2,000円
	②	二輪のもので、総排気量が50cc超90cc以下のもの(③を除きます) 又は定格出力が0.6kW超0.8kW以下のもの	
	③	二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力を4.0kW以下に制御したもの(新基準原付)	2,400円
	④	二輪のもので、総排気量が90cc超125cc以下のもの(③を除きます) 又は定格出力が0.8kW超1.0kW以下のもの	
	⑤	ミニカー(特定小型原動機付自転車に該当する車両は除きます。)	
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円
	その他(フォークリフトなど)		5,900円
軽二輪	総排気量が125cc超250cc以下		3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250cc超		6,000円

三輪・四輪以上の軽自動車

最初の新規検査の時期により、①従来税率、②新税率、③重課税率のいずれかの税率になります。

最初の新規検査の時期は自動車検査証の「初度検査年月」に記載されています。

車種区分			①従来税率	②新税率	③重課税率	
軽自動車	三輪(総排気量が660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上 (総排気量が 660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

①従来税率 … 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両

②新税率 … 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両

③重課税率 … 4月1日時点で最初の新規検査から13年を経過している車両

3 軽自動車税の納付方法

納税者の住所等に送付される納税通知書(納付書)により、5月末日までに納めていただきます。

4 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)

三輪以上の軽自動車で、最初の新規検査の時期が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの車両については、環境性能の優れたものの税率を軽減するグリーン化特例(軽課)が、対象車を取得した翌年度の課税についてのみ適用されます。

2.7 市たばこ税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



市たばこ税とは、製造たばこの製造者などが、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

1 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者です。

ただし、たばこの小売代金に、市たばこ税が含まれているため、実際に税を負担するのは、たばこを購入した消費者となります。

2 税額の求め方

売り渡したたばこの本数 1,000 本につき 6,552 円です。

3 納付方法

前月に売り渡したたばこに対して算出された税額を、翌月の末日までに申告し納めていただきます。

《たばこの購入は市内のお店で！》

市たばこ税は、たばこを購入した販売店の所在する市町村の収入となり、みなさまの暮らしに役立てられています。お買い求めの際は、さいたま市内で購入していただきますようお願いいたします。

※ 喫煙は健康に悪影響を及ぼします。吸い過ぎには注意しましょう。また、望まない受動喫煙を生じさせないよう、周囲の人に配慮しましょう。

2.8 入湯税

詳しい情報は
こちらからどうぞ



入湯税とは、鉱泉浴場の入湯行為にかかる税で、鉱泉源の保護管理施設の整備や観光の振興などに使われます。

1 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客です。

2 入湯税のかからない方

次に該当する場合には、入湯税が免除されます。

- ① 義務教育終了前の子ども
- ② 共同浴場又は一般公衆浴場（銭湯）に入湯する場合
- ③ 日帰り客の利用に供される施設に入湯する場合

3 税額の求め方

1人1日につき 150 円です。

4 納付方法

鉱泉浴場の経営者が料金と一緒に徴収し、翌月 15 日までに 1 か月分をまとめて納めていただきます。

3 市税の納付


3.1 納付方法



詳しい情報は
こちらからどうぞ



市税は次の方法で納めることができます。

口座振替	<p>口座振替（自動払込）は、一度お申込みいただければ、指定した口座から、納期限ごとに自動的に引き落としで納付できる制度です。</p> <p>【Web 口座振替受付サービス】</p> <p>パソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して口座振替申し込み手続きが行えます。金融機関や区役所の窓口に向く必要がなく、口座振替依頼書の記入や押印も不要です。（注）ヤマトシステム開発株式会社及び金融機関等の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。）</p>
クレジットカード納付	<p>Web サイト「地方税お支払サイト（地方税共同機構）」を利用し、クレジットカードにより納付ができます。</p> <p>なお、納税者負担でシステム利用料が掛かるほか、納期ごとに手続きをする必要があります。</p> <p>（注）支払い手続き画面を保存し、記録として残しておくことをおすすめします。</p> <p>（注）「地方税お支払サイト」は、令和8年9月に「eL お支払サイト」へ名称変更予定です。</p>
スマートフォン決済納付	<p>スマートフォン決済アプリで納付書に印字された地方税統一 QR コード又はバーコードを読み取ることにより、納付できます。また、さいたま市みんなのアプリでは、さいコインで納付できます（バーコードのみ）。</p>
Pay-easy 納付	<p>Pay-easy（ペイジー）は、パソコンやスマートフォンを利用したインターネットバンキング、ペイジーマークのある ATM から納付できるサービスです。</p> 
eLTAX 納付 〔「地方税お支払サイト」 「PCdesk」〕	<p>eLTAX（地方税ポータルシステム）の地方税共通納税システムを利用して納税ができます。「地方税お支払サイト」にて個人住民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、国民健康保険税がご利用いただけます。また、法人市民税、事業所税、個人住民税・森林環境税（特別徴収）は、「PCdesk」にて引き続きご利用いただけます。</p> <p>（注）「地方税お支払サイト」は、令和8年9月に「eL お支払サイト」へ名称変更予定です。</p>
窓口納付	以下の「3.2 納付場所」に記載されている窓口で納付ができます。

（注）窓口納付の場合を除き、領収書は発行されません。

《eL-QRでいつでもどこでもキャッシュレス納付》

ご自宅やオフィスに届く納付書に印刷された eL-QR や eL 番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけます。

- スマホから「〇〇」ペイで納付したい。
- クレジットカードで納付したい。
- インターネットバンキングで納付したい。
- 2枚以上の納付書をまとめて納付したい。

詳しい情報は
こちらからどうぞ



eL-QR



いつでも
どこでも
キャッシュレス納付



簡単

LTA
LOCAL TAX AGENCY
地方税共同機構

3.2 納付場所

詳しい情報は
こちらからどうぞ



市税は次の場所で納めてください。詳細はホームページまたは納付書をご確認ください。

納付場所	金融機関
	<p>コンビニエンスストア等</p> <p>（注）納期限が過ぎている、又は金額が修正された納付書では納付できません。 バーコードが印字されていない納付書では納付できません。 1枚あたり 30 万円を超える納付書では納付できません。</p>
	区役所内金融機関派出所、市税事務所の市税の総合窓口及び市税の窓口、支所・市民の窓口

口座振替始めよう!

いつでも
どこでも

スマホで簡単!

印鑑不要

納付忘れ
ナシ!



今すぐ
お手続き!



税目ごとにお手続きが必要です。税目ごとに申込ページが異なりますので、選択誤りにご注意ください。

市税の口座振替のお問合せ先 さいたま市納税コールセンター TEL : 048-799-3530
FAX : 048-829-1962

3.3 市税の納期一覧

年月	個人住民税・森林環境税（普通徴収）	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
令和8年 4月				
5月		1期 [6月1日まで]	定期 [6月1日まで]	
6月	1期 [6月30日まで]			
7月		2期 [7月31日まで]		1期 [7月31日まで]
8月	2期 [8月31日まで]			2期 [8月31日まで]
9月				3期 [9月30日まで]
10月	3期 [11月2日まで]			4期 [11月2日まで]
11月				5期 [11月30日まで]
12月		3期 [1月4日まで]		6期 [1月4日まで]
令和9年 1月	4期 [2月1日まで]			7期 [2月1日まで]
2月		4期 [3月1日まで]		8期 [3月1日まで]

個人住民税・森林環境税 特別徴収 （給与から差引き）	会社などにお勤めの方（従業員）	令和8年6月から令和9年5月まで、毎月の給与から差引き
	特別徴収義務者	徴収した月の翌月10日までに納入
個人住民税・森林環境税 特別徴収 （年金から差引き）	65歳以上の 公的年金受給者	年6回の公的年金支給時に年金から差引き
法人住民税		事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告納付
事業所税	法人	
	個人	翌年の3月15日までに申告納付
市たばこ税		卸売販売業者等が翌月末日までに毎月納付
入湯税		鉱泉浴場の経営者が翌月15日までに毎月納入

（注） 納期限が土曜日、日曜日又は休日の場合は、翌開庁日が納期限となります。また、納期限が年末の場合は、1月4日（土曜日、日曜日の場合は翌開庁日）が納期限となります。

《市税は納期限内に納めましょう》

もし市税が納付されなかったら…

税負担の公平性が保てない

事業の立ち上げ・継続が困難

市民サービスの低下

市税は学校、道路、ゴミ処理、消防・救急など、市民生活を支えるサービスの財源です。

3.4 納期限を過ぎた場合

詳しい情報は
こちらからどうぞ



1 延滞金

納期限を過ぎた場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金が計算され、本税と併せて納めていただきます。

2 滞納処分

納期限内納付をしている多くの納税者のみなさんとの公平性を保つため、納付資力がありながら納付されない場合、法令に基づきその人の財産（給与、預貯金、自動車、不動産等）を差し押さえることとなります。

差し押さえた財産については、取り立てや公売により市税に充てることがあります。

なお、納期限を経過しても完納されていない場合は、滞納処分を行うため、官公署、金融機関、勤務先、滞納者の財産を有する第三者等に対して財産の調査を行います。併せて、強制的に搜索する場合があります。



督促状や催告書が届いたら、すぐにご確認ください！！

すぐに内容を確認し納付していただくか、納付が困難な場合は、送付物に記載の担当課までご連絡ください。

そのまま放置すると、**財産の差押え**をすることになります。

3.5 納税の猶予制度

詳しい情報は
こちらからどうぞ



市税を一時に納付することができない方のために、一定の要件に該当する場合、猶予を受けられる制度があります。

1 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃止などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて徴収が猶予される制度です。

2 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められ、なおかつ、納税について誠実な意思があると認められる等の場合に、申請（納期限から6か月以内）に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

4 市税の証明書

詳しい情報は
こちらからどうぞ



さいたま市では、各種税証明書を交付しています。

主な証明書の種類	手数料				窓口以外での取得		取得できる窓口		
	件数	コンビニ等	電子申請	窓口・郵送	コンビニ等	電子申請	市税事務所 市税の窓口	支所 市民の窓口	市内 郵便局 ^{※5}
所得・課税（非課税）証明書	1年度ごと	200円	300円	300円	○	○	○	○	○
固定資産税 公租証明書 評価証明書	1年度ごと ^{※1}	—	300円	300円	—	○	○	○	○
名寄帳（閲覧用）	1件ごと	—	300円	300円	—	○	○	○	—
納税証明書（次の欄を除く） ^{※2}	1年度・ 1税目ごと	200円	300円	300円	○ ^{※3}	○	○	○	○ ^{※4}
納税証明書 （軽自動車税継続検査用）	—	—	—	無料	—	—	○	○	—
営業（所在）証明書	1事業所 ごと	—	300円	300円	—	○	○	○	—

- ※1 納税義務者につき土地3筆・家屋3棟ごとに計算します。なお、共有名義がある場合、計算が変わることがあります。
- ※2 国民健康保険税の納税証明書については、各区役所保険年金課で取得いただけます。
- ※3 納税証明書のコンビニ交付は、個人住民税・森林環境税に係るものかつ、最新年度のもののみ取得いただけます。
- ※4 納税証明書の市内郵便局交付は、個人住民税・森林環境税及び固定資産税で本人に係るもののみ取得いただけます。
- ※5 一部の郵便局（27か所）に限ります（詳細はホームページをご確認ください）。

4.1 コンビニエンスストア等での取得

詳しい情報は
こちらからどうぞ



マイナンバーカード（スマホ用電子証明書に順次対応中）を使って、コンビニエンスストア等で証明書を取得することができます。その際、電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。

取扱時間	午前6時30分～午後11時 ※メンテナンスなどにより休止となることがあります。
利用場所	セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなどのうち マルチコピー機設置店舗
取得できる証明書	所得・課税（非課税）証明書、納税証明書（個人住民税・森林環境税） ※本人のもので、最新年度に限ります。

（注）さいたま市外へ転出された方はご利用できません。

4.2 電子申請による取得

詳しい情報は
こちらからどうぞ



「さいたま市 電子申請・届出サービス（オンライン市役所さいたま。「オンたま」）」を利用して、マイナンバーカード（スマホ用電子証明書を含みます。）による本人確認（署名用電子証明書用暗証番号が必要です。）と手数料の支払いをすることで、税証明書がご自宅へ郵送されます。なお、事前にオンたまの利用者登録及び電子証明書の取得が必要です。

（注）メンテナンスなどにより休止となることがあります。

早い、安い、簡単な、コンビニ交付サービスをご利用ください

所得証明書・納税証明書が必要な方へ

コンビニで

買い物ついでにサクッと取得!



	コンビニ交付サービス	窓口交付
所要時間	2分程度	混雑状況による
手数料	200円	300円
発行場所	近くのコンビニエンスストア	各市税の総合窓口・市税の窓口・支所・市民の窓口
利用時間(原則)	6:30~23:00 (土日祝日含めいつでも)	窓口の開庁時間(平日のみ)

必要なもの

マイナンバーカード
暗証番号(数字4ケタ)
証明書手数料

取得可能な証明書は最新年度の
市内在住のご本人様のものに限り
ます。

取得可能な証明書や詳しい取得方法は市HPをご覧ください



STEP 1

マルチコピー機画面で以下を選択
「行政サービス」→「証明書の交付」→「証明書交付サービス」

STEP 2

マイナンバーカードをセット→
「お住まいの市区町村の証明書」を選択→暗証番号を入力

STEP 3

「各種税証明書」を選択→証明書の種類・枚数を選択

STEP 4

お支払い→証明書受け取り

コンビニ交付サービス
についてのお問合せ先

さいたま市財政局税務部税制課管理係

TEL 048-829-1160
FAX 048-829-1986

4.3 窓口での取得

詳しい情報は
こちらからどうぞ



1 請求窓口

北部・南部市税事務所、各区市税の窓口、支所・市民の窓口、市内 27 か所の郵便局
詳細はホームページをご確認ください。

2 請求できる方と請求時に必要なもの

請求者	必要なもの
本人	・本人確認書類*
生計を一にする同居の親族	・請求者の本人確認書類* (さいたま市在住かつ同一世帯で住民登録されている方は原則、委任状を省略できます。)
相続人	・相続人であることが確認できるもの(戸籍・除籍謄本など)
法人の代表者・従業員	・代表者…代表者の資格を証する書類(法人の登記事項証明書(発行日から3か月以内のもの)など)、代表者の本人確認書類* ・従業員…従業員証(法人名と来庁した従業員氏名が確認できるもの)(名刺は不可)、従業員の本人確認書類*
上記以外の方 (代理人など)	・請求者の本人確認書類* ・委任状、同意書など

※ 「本人確認書類」とは、マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなどです。

《証明書の取り置きサービスをご利用ください》

スマートフォンやパソコンから税証明書を申請し、窓口で受け取ることができます。
窓口では、身分証の確認、署名及び手数料の支払いだけで、スムーズに受け取ることができます。



詳しい情報は
こちらからどうぞ



《税証明書の手数料の支払いにキャッシュレス決済をご利用いただけます》

市税事務所の市税の総合窓口、市税の窓口、各区役所、支所・市民の窓口で、税証明書の交付手数料のお支払いにキャッシュレス決済をご利用いただけます。

決済手段	ブランド名
デジタル地域通貨	さいコイン、行政ポイント(一部のみ)
クレジットカード	VISA/Mastercard/JCB/AMERICAN EXPRESS/Diners Club/UnionPay(銀聯)/JCB PREMO
電子マネー	iD/楽天 Edy/WAON/nanaco/QUICPay/交通系 IC (Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん)
コード決済	楽天ペイ/d払い/PayPay/メルペイ/au PAY/ゆうちょ Pay/WeChat Pay/Alipay/UnionPay(銀聯)/AEON Pay

(注) 令和8年6月10日時点での内容です。

詳しい情報は
こちらからどうぞ



4.4 郵送による取得

詳しい情報は
こちらからどうぞ



本人による郵送での証明書の請求は、以下の書類を同封のうえ、各担当課・係へ送付してください。
送付先の担当課・係はホームページをご確認ください。

(1) 税証明交付請求書	・さいたま市ホームページから請求書の様式をダウンロードできます。
(2) 手数料	・郵便局の定額小為替を証明発行手数料分 (p18 参照) 同封してください。 (現金書留封筒に証明発行手数料を同封していただいても結構です。)
(3) 返信用封筒	・返送先の氏名・住所を記入し、切手を貼付してください。
(4) 本人確認書類のコピー	・請求者のマイナンバーカード、運転免許証などのコピーを同封してください。 ・さいたま市外へ転出後、更に転居した場合は、住所の履歴が確認できる書類のコピーも同封してください。(例：運転免許証の裏面)

(注) 本人以外による請求の場合は、ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードなどのできる主な税務手続



マイナンバーカードやマイナンバーカードの電子証明書機能(スマホ用電子証明書)を搭載したスマートフォンがあれば、窓口以外でも市税のお手続ができます！

○ 個人住民税の電子申告

スマートフォンやパソコンで、eLTAX ホームページ等からマイナンバーカードを利用して申告することが可能となりました。申告窓口に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送の必要も無くなります。

個人住民税 電子申告

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



○ 税証明書の取得

- ・コンビニエンスストア等での取得

マイナンバーカード(スマホ用電子証明書に順次対応中)を利用して全国のコンビニエンスストア等で税証明書を取得できます。

- ・電子申請による取得

オンライン市役所さいたま(オンたま)をご利用いただくことで、税証明書を取得できます。証明書は手数料の決済後、郵送でお届けいたします。

さいたま市 市税の証明書

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



○ 原動機付自転車等の標識交付申請

オンライン市役所さいたま(オンたま)をご利用いただくことで、標識(ナンバープレート)の交付を申請できます(所有者本人からの申請に限る)。個人の方が販売店より新規購入された、125cc以下のバイク(特定小型原動機付自転車を含む)又は小型特殊自動車が対象です(ミニカーは対象外)。

さいたま市 原付 電子申請

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ



《「さいたまコールセンター」をご利用ください》

市税に関する一般的なご質問(個人の税情報に関わるもの以外)については、「さいたまコールセンター」もご利用いただけます。

オペレーターが対応しますので、お気軽にお問い合わせください。

- 電話 048-835-3156 (さいコール)
- FAX 048-827-8656
- メール [専用お問合せフォームから](https://www.city.saitama.lg.jp/inquiry/mailformfaq.html)
<https://www.city.saitama.lg.jp/inquiry/mailformfaq.html>

[受付時間] 午前8時～午後9時(年中無休)

(注) FAX・メールは24時間受付(対応は午前8時～午後9時)

さいたまコールセンター

検索

詳しい情報は
こちらからどうぞ

